

別紙2(第3条第1項関係)

個人情報ファイル簿の作成を要しない「個人情報ファイル」

1 「本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(本学が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)」

(1) 「専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項」

「専ら」とは、ほぼすべてが当該目的のために使われることを意味し、他の目的にも使われているという事実があれば含まれない。

「人事に関する事項」としては、学歴、試験及び資格、勤務の記録、職務に関して受けた表彰等に関する事項、「給与に関する事項」としては、本給、扶養手当、調整手当等に関する事項、「福利厚生に関する事項」としては、健康管理等に関する事項があり、「これらに準ずる事項」としては、災害補償に関する事項等をいう。

(2) 「本学が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。」

本学が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルは、不合格者に関する情報も含んでおり、これらは本学の職員に係る情報ではないが、職員の採用等のために合格者に関する情報と一体として保有されていることから、職員に係る個人情報ファイルと同様に取り扱うこととしたものである。

2 「一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル」

「消去」とは、記憶媒体に記録された情報を消して何も記録していない状態にすることをいうが、匿名化により本人が識別できなくなる状態にすることも含まれる。

3 「役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの(本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者のみを記録するものに限る。)」